

吹田市公園占用料 改定案

占用物件	単位	占用料				
		現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
第1種電柱	1本につき1年	2,200円	2,600円	3,100円	3,300円	
第2種電柱	1本につき1年	3,400円	4,100円	4,900円	5,000円	
第3種電柱	1本につき1年	4,600円	5,500円	6,600円	6,800円	
第1種電話柱	1本につき1年	1,980円	2,400円	2,900円	2,900円	
第2種電話柱	1本につき1年	3,200円	3,800円	4,600円	4,700円	
第3種電話柱	1本につき1年	4,400円	5,300円	6,400円	6,400円	
その他の柱類	1本につき1年	150円	180円	220円	260円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	20円	24円	29円	29円	
地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	10円	12円	14円	17円	
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	3,000円	3,600円	4,300円	5,200円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,300円	1,600円	1,900円	2,300円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年	100円	120円	140円	170円
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	180円	220円	260円
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年	200円	240円	290円	350円
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年	400円	480円	580円	700円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	1,000円	1,200円	1,400円	1,700円
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	2,000円	2,400円	2,900円	3,500円
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートルにつき1年	3,000円	3,600円	4,300円	5,200円	
マンホールその他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	3,000円	3,600円	4,300円	5,200円	
公衆電話所	1個につき1年	3,000円	3,600円	4,300円	5,200円	

吹田市公園占用料 改定案

占用物件	単位	占用料			
		現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月	300円	360円	430円	520円
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートルにつき1月	1,100円	1,200円	1,200円	1,200円
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月	1,100円	1,200円	1,200円	1,200円
法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月	300円	360円	430円	520円
認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場	1平方メートルにつき1年	3,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	3,600円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	4,300円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	5,200円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額
認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	12,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	12,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	12,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額